

(独) 酒類総合研究所の組織及び業務の在り方

1. 組織の在り方

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）は、国税庁が「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」という行政目的を達成するため、高度な技術的支援を行う組織である。

酒類総研は、独法化後、そのメリットを最大限活用しながら、業務の効率化を進めるとともに、課税や適正表示に関する分析手法の研究・開発等の業務の充実、安全性の確保等の行政ニーズへの迅速な対応、産学官連携を含む共同研究の充実等、着実に成果を挙げてきている。

一方、クールジャパンの一環である日本産酒類の輸出環境整備への貢献、技術力の強化と國酒の品質等を確保するための公的支援を求める関係者の期待に応えていく観点から、酒類業の健全な発達に資する業務については、官民の役割分担を踏まえつつ、新たな業務への取組も含め、これを強化していく必要がある。

このような状況の下、酒類総研が引き続き期待される役割を果たしていくためには、予算執行、外部資金の導入、組織編成の面で柔軟な業務運営が可能であり、共同研究や大学等との人事交流など民間とも連携が図りやすい独立行政法人の形態の方が望ましいと考える。

2. 酒類業の健全な発達に資する業務の在り方

(1) 基本的考え方

国税庁は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」をその任務としており、「酒類業の健全な発達」を図るため、各業界を通じた中小企業施策等に関する各種情報提供や研修会の実施等による支援、日本酒造組合中央会の近代化事業等への支援等の施策を行っている。

これに対して、酒類総研は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」を図るための分析・鑑定等の業務のほか、技術的な観点から「酒類業の健全な発達」に資する業務を行うのがその役割であり、研究・調査や講習、鑑評会など、酒類業者に対する技術的な支援に係る業務を中心に行っている。

今後については、課税等のための分析・鑑定等の業務を引き続き実施するとともに、クールジャパンの推進や関係者の期待に応えていく観点から、酒類業の健全な発達に資する業務について強化していくこととし、官民の役割分担を踏まえ、民間に利益が裨益するものについては民間の負担を求めつつ、新たな業務への取組も含め、以下の業務を実施していく方向で検討していくこととする。

(2) 具体的業務

○ 酒類製造者の技術力の維持強化の支援

クールジャパン推進の観点から、日本産酒類の競争力を高めていくためには、酒類製造者の技術力の更なる強化が必要である。そのため、酒類総研は、他の研究機関等とも連携しながら、原材料や醸造微生物等に係る研究成果等自らが有するノウハウを地方や民間等の醸造現場へ活用していくことを支援することとし、地域ブランド確立のための地域の特性を生かした酒造りの支援や、研究成果や先端技術の普及事業、高度な技術相談への対応等を行うこととする。また、酒類製造者の技術の維持伝承を支援していく。

(具体的施策)

- ・ 特産品の原料や固有の酵母を使用するなど地域の特性を生かした酒造りを支援するための共同研究等（県技術センターや農林水産省の独法等とも連携）
- ・ 輸送期間が長期となる日本産酒類の輸出等に資するため、酒類の長期保存により品質が劣化するメカニズムを解明し、その抑制方法を開発するなど、品質保持に関する研究
- ・ これまでの研究成果や最新の先端技術などを醸造現場で活用し、技術力を強化するための研究会の開催
- ・ 製造技術講習は、官民の役割分担を踏まえた実施の在り方や受益者の負担水準の見直しを検討
- ・ 業界からのニーズがある製造工程の一部に特化した短期間の講習コース等の新設を検討

○ 酒類の品質確保の支援

クールジャパン推進の観点から、日本産酒類の競争力を高めていくためには、公的機関による酒類の品質の確保が必要不可欠である。そのため、酒類総研は、鑑評会の見直しや受託分析・評価の検討等、酒類の品質評価に係る機能を強化することとする。

(具体的施策)

- ・ 鑑評会については、一般消費者向け公開行事の民間移管と、輸出促進の観点からの分析項目の追加による理化学分析の充実を検討
- ・ 鑑評会のノウハウを活用し品質評価を個別に依頼を受け実施することを検討
- ・ ○○産地呼称清酒認証制度等、地域毎の品質評価の取組に対する技術的支援

○ 酒類の専門知識等の内外への普及・啓発

日本産酒類の魅力を広め、内外の需要を振興していくためには、日本産酒類の正しい知識の内外への普及・啓発を図っていく必要がある。そのため、酒類総研は、日本産酒類の専門知識・技能を必要とする酒類取扱業者や海外

の酒類業関係者等に対し、これらを習得する機会を提供していくこととする。
(具体的施策)

- ・ 海外の酒類教育機関への協力（農水省の日本食・日本酒の伝道師育成事業への協力）
- ・ 国際イベント等への専門家の派遣
- ・ 酒類取扱業者等に対するセミナーの開催

(3) 体制の整備

酒類総研のホームページの充実等により、内外への情報発信機能を更に強化するとともに、酒類製造者、酒類業組合、県工業技術センター等との連携を深めるための専門の窓口の設置や業界団体との協議の場の設置等、上記を効果的に推進するための体制を整備する。

(以 上)

平成 25 年 11 月 19 日
国 税 庁

鑑評会及び講習についての考え方

1 基本的考え方

酒類には高率の酒税がかかっており、酒税の保全のため免許制度が採用され、酒類製造者に一定の技術水準を要求している。そのため、定期的に酒類の品質を確認・評価することを通じて、品質及び技術水準の維持向上を図る観点から、鑑評会を実施している。また、同様に、酒類製造者の製造技術の維持向上を図る観点から、講習を実施している。

これらは、国税庁の行政目的の達成のために必要な業務であって、必ずしも産業振興的な側面のみから行っている業務ではない。

また、業界団体からは、技術力の強化と國酒の品質等を確保するための公的な支援が必要であり、酒類総研が鑑評会及び講習を引き続き実施して欲しいとの要望が出されている。

したがって、鑑評会及び講習については、引き続き、酒類総研が実施主体に入る形で行う必要があると考える。

2 見直しの方向性

鑑評会及び講習の在り方については、上記の考え方の下、今般の行革事務局のご指摘を踏まえ、より民間の関与や負担を求める方向で見直しを行うとともに、酒類業の健全な発達により一層資する観点から、民間の負担を求めつつ内容の充実を図ることとしたい。

(1) 鑑評会

鑑評会については、民間が実施する行事を拡大する。

また、輸出促進に資する観点から内容の充実を図る。

(2) 講習

講習については、受益者の負担水準の見直しを行う。

また、業界のニーズ等に応じた新たなコースを設ける。

上記方針を業界団体に提示し、具体的な調整を進めることとしたい。

平成 25 年 11 月 19 日
国 税 庁

酒類の専門知識等の内外への普及・啓発について

○ 目的

独立行政法人酒類総合研究所法においては、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」のほか、「酒類に対する国民の認識を高めること」が、法人の目的規定に置かれている。

国民一般に対する酒類の正しい知識の普及を図ることにより、酒類に対する国民の意識を高めることは、酒類に対する需要の振興、ひいては酒税の確保にもつながるものである。

また、内外の酒類業関係者等に対し、これまで酒類総研が研究・調査等により蓄積してきた酒類の専門知識・技能を含め、酒類の正しい知識について普及を図ることは、酒類業の健全な発達に資するものである。

なお、酒類総研の行う事業は、広く知識の普及を目的とする観点から行う事業であり、民間の行う直接的な需要拡大、販売促進とは目的が異なる。

○ 具体例

以下の事業を中心に、今後内容の充実等を図っていくこととする。

（独自事業）

- ・ 研究成果、データベースの公表（保有遺伝子資源の提供等）
- ・ 講演会の開催、講師の派遣、国際イベント等への専門家の派遣、刊行物の発行、施設の公開
- ・ 酒類業関係者等に対する清酒官能評価セミナー（受講料 1 名 50 千円）
- ・ 海外の酒類教育機関への協力

（共催事業）

- ・ 酒類販売業者に対する酒セミナー（小売、卸酒販組合との共催。受講料 1 名 1 千円）

○ 費用負担

- ・ 独自事業については、一部受益者負担を求めつつ、基本的には運営費交付金により実施。
- ・ 共催事業については、共催先である業界団体や受益者からの負担を求めつつ実施。

全国新酒鑑評会の流れ

全国新酒鑑評会

官能評価分析

審査員内訳
業界17、県15、鑑定24、研究所21



理化学分析

(グルコース・香り成分)



全出品者に結果通知

製造技術者向け公開



賞授与

日本酒フェア



日本酒造組合中央会

受賞酒の一般消費者
向け公開(きき酒会)



開催公表
出品

集計(受賞酒決定)

